

日本地域看護学会 広告掲載規程

(平成 25(2013) 年 5 月 26 日理事会決定)

(目的)

第1条 この規程は、日本地域看護学会（以下本会）ホームページにおよび学術集会ホームページに掲載される広告（以下バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

(責任)

第2条 バナー広告は広告主が準備し、本会は広告主に掲載場所を提供し、掲載作業を行う。バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(掲載場所、掲載料金および規格)

第3条 バナー広告の掲載場所、掲載料金および規格は別途定める。

(掲載基準)

第4条 以下に該当する表現、内容を有するバナー広告は掲載しない。

- 1 責任の所在が不明確なもの。
- 2 事実でもないのに本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 3 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- 4 社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ。
 - A 暴力・とばく・麻薬・売春などの行為を肯定、美化するもの。
 - B 醜悪・残虐・猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - C 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - D その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの。
- 5 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの。
- 6 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの。
- 7 氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの。
- 8 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
- 9 その他、本会が不適切と判断したもの。

(掲載申込手続)

第5条 バナー広告掲載を希望する広告主は、別途定める申込書にて手続きをとるものとする。

(審査および掲載作業)

第6条 本会理事会で掲載可否の審査を行い、事務局が掲載作業を行うものとする。

(バナー広告変更の申し出)

第7条 掲載中のバナーの変更については、提出された新しいバナーを本会広報委員会で審査した後、掲載バナーを変更するものとする。

(広告費用の返還)

第8条 本会都合によるバナー広告掲載後の掲載取り止めについては、取り止めとなった期間の差額を広告主に返還する。広告主都合または、バナー広告掲載後に広報委員会が広告内容が不適切であると判断し契約の終了を待たずにバナー広告掲載を解除した場合、掲載しなかった期間分のバナー広告費用の返還は原則行わない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、広報委員会担当理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2013年5月26日より実施する